

67148

旧番号
IAX(05)

67148

(5)

高橋是清(在倫敦)から松尾総裁

あとの書面写 全8枚

(明治38年7月18日)

金融史資料	
分類記号	IAX
整理番号	23(5)
資料名	松尾元総裁 所蔵資料
保管容器	・D108

研30009

相啓 子通 經理 大花 大子 嘉 簡 美 上

此身亦一後 子通 子通 子通

三十八年七月十日

在修教

方格是也

編 裁 抄 屬 聖 善 殿



拜啓 金市行情は為し毎々高知の然り如く、
 カラシル 幣高ヲ未訪レ先ツ今高ノ第四回外債ノ成績は
 ヨリ遙カク好ヨリシトテ祝賀ノ辭ヲ述ヤ且自方ツル國主
 限シテ、イーストボーン、行ク積リナシ不レ儚敷ク歸リ一
 俣ニ色々出銀 談ヲ軟化ニ序ニ、兼テ、
 興業銀行ノ関スル事モ一應中在居ハ云々トテ其ヨリ
 雜誌ヲ移リ彼レハ日々回ッウツテ、
 國全權委員ノ任令セラルハ性ニ、
 望スル 誠意アルヲ 證スルニ足ルト存ス、
 性質アルニシテ其ノ官廷ノ事情等ヲ考ラハ、
 此後、
 見等ノ 鼓キレシ止来 露帝ガ 媾和 希望ヲ 抱キ居ルハ、
 疑ナキモ、如シ 而シテ 露帝ヲテ 斯ハ 希望ヲ 抱カレムニ 至リシ 重ニ

原因ハ取直サズ今更ノ日本外債ノ大成印外債今更ノ日本
 外債何んニモ前回募集後日歩未だ其ノ拮据サハ終ラヌ處ニ
 抵當ニ當ラズ事ナリニ依リ其ノ成印如何ハ頗ル疑問サレ居リ
 今更ノ英米獨ノ三國共非常ノ成績ヲ以テ其ノ成印告ケル故日本
 加之ニ満足シタリ程迄以上ニ露國之失望シ彼^{從來}ハ我々トナク
 募集集ヲ試ミシカト形勢ヲ視シ居リタリシモ容易ニ彼ノ指ヲ染
 シムルヲ許サザリシ歐洲金融市場ガ反對ニ日本公債ノ斯ノ如ク
 謳歌シタル事實ヲ見テ彼レカ日露ノ財政觀ヲ確ニ善化ヲ求メ
 久シク恃ミシ居ル財力ヲ於テん最後ノ競争ニ於テモ到底日本ヲ
 宥困セシメ得ル事出来タルヲ自覚スルに至リ此レ露國ガ媾和
 ノ希望ヲ抱クニ至リシ近因ノ至大ナルモノニテ而シテ在外ニ尚一ツ露帝ノ
 心ヲ動セシ有カナル遠因アリ并ハ彼ノ軍艦^{クニアールポルトムキ}ノ号ノノ
 叛逆有之矣露帝ガ終始ヲ通ジテ唯一ノ頼トスルモノハ海陸ノ

軍隊の外ならず然ル料ラモ自方が打角ノ特ト政居ル軍隊
 ノ一部ニテ斯ノ如ク互狭ク翻スニ至リテ露帝モ失望落膽
 推シテ知ルヲ得ベク内ニ斯ル恐慌アリ外ニ斯ル日本ノ公債成印アリ
 彼此相轉合シテ露帝ノ心ヲ動カシ莫實ニ媾和ヲ要請スル
 云々相成シ強クウキテノ任命ヲ見ルニ至リシヤリ斯ノ如クニテ平和ノ
 曙光モ認メシ貴國ノ債ノ價格騰貴シツアリ、帝以テ貴國ノ
 為メ之ヲ祝ス云ル事ノ中矣故拙者ハ之ニ對シ 帝國ノ為メ
 都合能キ事ヲ承リ満足ニ存ス此後ニ有之矣 爾露國ノ
 政界ハ従来ニテ幻常キ故ニ華盛頓平和會後ノ結果ニ付テモ
 多少ノ疑或心ヲ懷抱シ居ルガ今ヤ貴國ヲ承リ大ニ参考ス
 裨益ニシムヲ覺フ 若シ幸ニ事承諾ヲ得テ貴國政府ノ
 當路者ニ電通スルハ必ス 帝國政府ノ参考ニ少カラザル
 領ト存ス云々ト 相答ス處 彼ハ露帝ノ意思ニ動常キハ

天下公衆ノ認ル所也今ヨリ當リ露帝カ斯ノ如キ希望ノ内心
ニ抱有シ居ル事ノ自カが樞要ノ地位ヲ居ル交友ヲ確カニ聞知
確信ス所ヲ有之矣卓見ヲ貴國政府ノ電通セラルハ自カ方ハ
何等差支ナキニ欲第一ニ貴國政府ニ忠告者ノ一端ニテモ相成
美ハバ自ラ光榮トス一所有之矣云々ト依テ不取敢右要旨電信
ヲ以テ只今由通知ヤズル次第ヲ有之矣彼レハ亦曰ク戦後露國
カ公債ヲ募ルルハ佛英兩國ニテ為リスルコトナレト其語亦事々依
察スル彼レハ露國公債ニ関シテ佛英ノ兩市場ヲ連結スルノ得策ナラ
信スルモノ如ク相見ヘ矣此等當用ノ草々如此敬具

明治廿八年七月十日

在倫敦 高柳是清

内閣總理大臣伯耆桂太郎殿閣下

大藏大臣 男島村實福荒助殿閣下

お談、昨ら「アルフレッド、ロスチャイルド」氏のお話に拍を起さるゝ又、
會合を起すおのれ話に當り、おのれ無味を起す。おのれ「ロスチャ
イルド」氏之言を過る國主の陪して「オペラ」見物たりき。昨日、お
財田ノ事話題より自分が日本ノ第四回のお債を起す。是方り先
とも現在手許に、何程巨額ノ現金を抱き居りしと語せし。國王
其ノ理由を問ふに、依り自分が日本政府の自今多額ノ現金
を所有し、拍も為し上着債し、財力に於て充分堅固の地ニ
立たる時ノ起債ニ備ふるモノにして、其ノ期を所情重ノ注意ヲ欠
カサルニせんとす。おのれ大に日本財田上ノ用を固計するを賞
贊し、今日あり日本が斯ル方策を起りし、お拍のおを、殊
に之を固計起債中、お拍が在善ノ仲馬に加りし、満足に堪へば、
云々と申せり。又、同氏ノ著見ニ曰く、イッレ日本、債金を請求
スルナルベシ。是れ、おのれ多額ノ現金を拂フノ力に、對て

一年半乃至二年乃至五年が経過した金融市場は著り得る公
債の借入乃至五億円位を充てしめ戦後赤字の回復に
多額の資本を必要とする。また其の公債の利率を拂ふ為
に三乃至十年の借入期間より所用する其他の種々の
造り出しの借入等も向う若干の費用を莫大に計ら
等々多く政府市場に使用せらるる金は、公債を發行し
て其の用を遂げるとして出資の借入は五億円、若し
べく而して日本公債を以て現金を以て償ふは其の半
額を超過する。これを以て其他の借入は日本公債を以
て償ふべきを以て日本公債を以て市場に發行する尤
も得べきである。一定の期間に日本公債の發行を以て市
場を放散せしむる事と日本が受入るべき外国債の一種特別
の公債發行を以てして普通一般の公債と其の性質を以て

於寸分ノ差なきモノナルヲ要ハ其ノ理由ハ爲メノ致シ
内野市場ニ於テ多額ノ公債ヲ賣ラセテ得ル所ニ其ト
同ト見ルニ債量トシテ拂出公債ト賣出スルニ忽チ一
私債借入ノ下ヲ爲スル所ニ其ト違フヤ一ト爲ルニ必
一之ノ年限之約一其ノ期日トシテ佛英中央銀行ニ保券
ト爲スル可ク又見ルニ其ノ爲メニ公債借入トシテ其ノ
ニニ實債ト有ル性質ノモノトシテ一將來露子ガ其ノ公
債之爲メニ責任ヲ負フニ其ノ物買入者ニ日中
子ノ爲メニ露子ノ斯ル如ク特種ノ公債ヲ賣スルハ日中
ノ爲ニ將來ノ危殆ニシテ債由希考ト爲ルノ内野ニ違フ
ト事ト爲ル所ニ其ノ由金を以テ出陣並ニ玉リ可クヤイルト
ノ名ハ頭ニナル所ニ其ノ爲メニ其ノ内野中ノ一債書係
申シ又拜(七月十日迄記)